

四日市市近鉄四日市駅南・北自転車等駐車場定期利用の皆様へ

(利用時間)

自転車等駐車場は、24時間利用することができる。

(取扱時間)

自転車等の入場又は出場取扱時間は、午前6時から午後8時までとする。

(利用許可)

指定管理者は、収納能力をこえるときその他管理上支障があると認めた場合は、利用を許可しない。

(定期利用の手続き)

- ① 定期利用しようとする者は、利用開始月の前月の21日以降に定期利用申請書を指定管理者に提出し、利用料金の納付と引き換えに定期利用券及びステッカーの交付を受けること。
- ② 利用者は、交付されたステッカーを自転車等の後部の見やすい位置に貼付し、定期駐車券については提示すること。
- ③ ステッカーを貼付した自転車が、盗難・修理等により代車を利用する場合は、指定管理者に申し出ること。

(利用料金)

- ① 利用料金は、駐車場入口及び出口に掲示されている案内板に記載のとおりとする。
- ② 学生の方は、学生料金が適用されるので、指定管理者に申し出ること。

(利用料金の減免)

生活保護世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の対象者は、利用料金が減免されるので、指定管理者に申し出ること。

定期利用券等の再交付)

定期利用券及びステッカーを紛失又は著しくき損した場合は、指定管理者に申し出ること。

(利用料金の還付)

既納の利用料金は、還付しない。ただし、定期利用券の有効期間中に定期利用を中止する場合、既納の料金から利用した月数(1か月未満の利用は、1か月とみなす。)分の利用料金を減じた額を還付するので、指定管理者に申し出ること。

(譲渡又は転貸の禁止)

利用者は、定期利用券を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(駐車の拒否)

- ① 施設等の構造上自転車等を駐車させることができないとき。
- ② 施設等又は人体に危険を及ぼすおそれがある物品を自転車等に積載しているとき。
- ③ 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- ④ その他施設の管理上支障があるとき。

(禁止行為)

- ① 他の車両の駐車を妨げること。
- ② 施設等又は駐車中の他の車両を汚損し、又はき損すること。
- ③ みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- ④ 自転車等駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(利用許可の取消し)

- ① 利用者が、禁止行為に掲げる行為をしたとき。
- ② 利用者が、利用の許可に係る条件に違反したとき。
- ③ 利用者が、偽りその他不正手段により利用の許可を受けたとき。
- ④ 自転車等駐車場の管理上やむを得ない理由があるとき。

(遵守事項)

- ① 自転車等は、定められた場所に駐車し、必ず施錠すること。
- ② 自転車等に物品を積載し、又は動物を係留して駐車しないこと。
- ③ 申請書に記載した事項に変更等があった場合は、速やかに届け出ること。
- ④ 係員の指示に従うこと。

(損害賠償)

利用者は、施設等を損傷又は滅失したときは、市長の定めるところに従い原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(自転車等駐車場内における損害の賠償責任)

市及び指定管理者は、自転車等駐車場内において第三者の行為により生じた損害については、その損害の責めを負わないものとする。

(その他)

無断駐車及び定期利用期間満了後、連絡もなく自転車等が放置されている場合は、移動処分します。